

# 所得税確定申告・市県民税申告のお知らせ

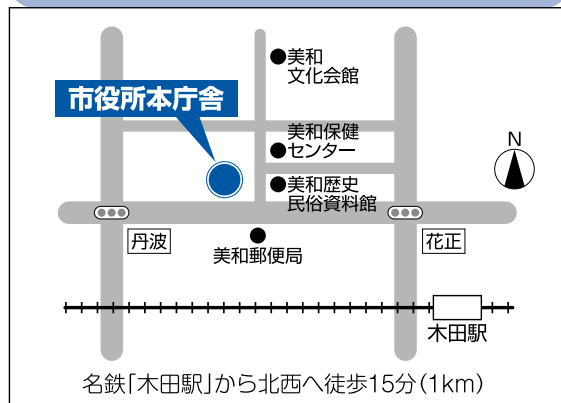
期 間	2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜は除きます。
受 付 時 間	午前8時30分～午後4時
会 場	市役所本庁舎大ホール、第3・第4会議室
そ の 他	平成29年分所得の申告期限 3月15日(木)

※所得税と市県民税の申告相談を本庁舎で実施します。申告相談開始日から1週間程と申告期限間近は、会場が大変混雑します。来庁日によっては長時間お待ちいただくこともあります。ご承知おきください。

※申告期間中は、駐車場の混雑が予想されますので、車でお越しの方はあらかじめご了承ください。

※確定申告会場(本庁舎)と甚目寺庁舎及び七宝公民館を結ぶ臨時連絡車両を2月21日(水)から3月6日(火)まで運行します。ご利用ください。(車両の運行日程等については、1月上旬に各戸配布しましたチラシをご確認ください)

## 本庁舎への交通のご案内



## 相談方法

受付番号順に面談で申告書作成を行います。待ち時間にも皆様のご質問にお答えする「案内係」を配置していますので、お気軽にご相談ください。すでにご自身で申告書を作成済みで、検算のみをご希望の方は受付時にお申し出ください。

### 【公的年金所得者にかかる留意事項】

平成23年度税制改正において、所得税法が改正され、平成23年分以降の公的年金所得について、前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告書を提出することを要しない「申告不要制度」が設けられました。ただし、所得税の還付を受けるための申告書については、従来どおり提出することができます。

なお、市県民税は申告不要制度がありませんので、次に当てはまる方は市県民税の申告が必要です。

1. 公的年金等にかかる雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等)以外の各種控除の適用を受ける方
2. 公的年金等にかかる雑所得以外の所得がある方

## 申告に必要なもの

- ①印鑑 ②申告書、または「確定申告のお知らせ」のハガキ(送付のあった方のみ)
  - ③申告者名義の口座の分かるもの ④筆記用具 ⑤計算機
  - ⑥マイナンバーカード、または通知カード(通知カードの場合は、身分証明書もお持ちください)
  - ⑦平成28年分の確定申告書の控え(お持ちの方のみ)
  - ⑧所得の分かるもの(原本をお持ちください)
    - ・源泉徴収票 ・収入経費の分かるもの ・配当所得の支払通知書、取引報告等(総合課税で申告する場合)
  - ⑨所得控除に必要な証明書、領収書(原本をお持ちください)
    - ・健康保険や介護保険などの1年間に支払った金額の分かるもの(年金から引き落としされている方は、本人以外の申告で社会保険料控除とすることはできません)
    - ・国民年金の保険料の控除証明書
    - ・生命保険や個人年金、介護医療保険、地震保険などに支払った保険料の証明書
    - ・医療費やスイッチOTC薬を購入した領収書や証明書等、または明細書と、保険などで補てんされる金額の分かるもの(明細書は、医療費を受けた人、医療機関別の合計金額を記入してお持ちください)
    - ・寄附金の領収書、証明書等
- ※必要な方はメガネをお持ちください ※申告用紙は会場に用意しています

## 無料税務相談のお知らせ

申告期間中は、市役所の申告相談会場でも税理士による無料税務相談・納税相談席を開設します。日頃、税金や申告についてお聞きになりたいことがあれば、ぜひこの機会をご利用ください。

**期間** 2月16日(金)～28日(水)※土・日曜を除く

**時間** 午前9時30分～正午、午後1時～4時

## 市役所相談会場では受付ができない方

以下に該当する方は、市役所の申告相談会場では受付ができないため、津島税務署の相談会場(津島商工会議所)へのご案内となります。ご了承ください。

- ・源泉徴収票など申告に必要な書類が不足している方
- ・譲渡所得(土地、建物、株の売却、先物取引、土地収用など)のある方
- ・青色決算書や収支内訳書などの作成について相談のある方  
※白色で収支内訳書が作成済みの方は受け付けできます。
- ・平成29年中に住宅を取得したことによる住宅借入金等特別控除などの申告をされる方
- ・住宅耐震改修特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
- ・過年分の申告をされる方
- ・提出期限(申告対象者の死亡から4か月)を過ぎた準確定申告をされる方
- ・消費税、贈与税、個人事業税の申告をされる方

## 甚目寺市民サービスセンター及び七宝市民サービスセンターでの取り扱い

甚目寺市民サービスセンター及び七宝市民サービスセンターでは、**完成した申告書のお預かりのみ行いません。**申告書の内容の確認や質問がある方は、お手数ですが市役所本庁舎相談会場へお越しください。

## 津島税務署からのお知らせ

パソコン・タブレット・スマートフォンからご自宅で申告書が作成できます。確定申告会場は、大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ぜひ、国税庁ウェブサイトの「確定申告等作成コーナー」をご利用ください。

税務署内には申告会場は設けていません。申告相談の方は、下記開設期間中に申告会場へお越しください。

**申告会場** 津島商工会議所

**開設期間** 2月16日(金)から3月15日(木)までの  
月曜から金曜日

※2月18日と25日の日曜日に限り開設します。

**開設時間** 午前9時から午後5時まで(受付終了時刻 午後4時)

※会場の混雑の状況で受付を早めに終了する場合があります。

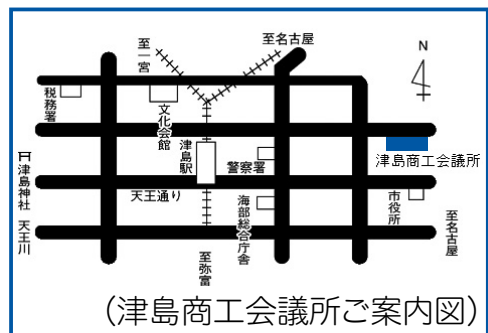
●**作成済の申告書は、郵送等により税務署にご提出ください。**

**郵送先** 津島税務署 〒496・8720 津島市良王町2-31-1

名古屋国税局では、申告、または申告書作成に役立つ情報を掲載しています。「所得税の確定申告書を作成される方へ」をご利用ください。(web<http://www.nta.go.jp/nagoya>) 申告手続きなどには、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。

例1、マイナンバーカード 例2、通知カード+運転免許など

**問合せ先** 津島税務署 ☎0567・26・2161



(津島商工会議所ご案内図)

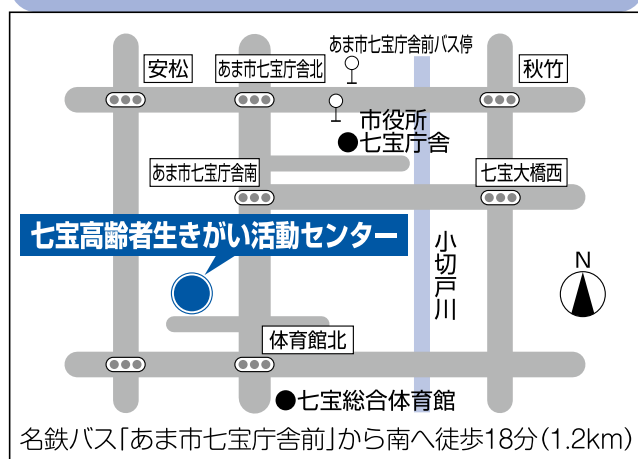
# 事前相談会のお知らせ

七宝・甚目寺の両地区で確定申告期間前に、「事前相談会」を開催します。

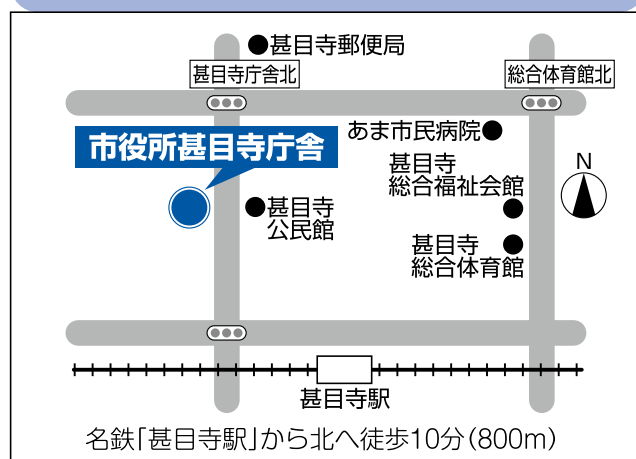
七宝会場	
場所	七宝高齢者生きがい活動センター 集会室
日程	2月5日(月)
	2月6日(火)

甚目寺会場	
場所	市役所甚目寺庁舎 大会議室
日程	2月 8日(木)
	2月 9日(金)
	2月13日(火)

## 七宝高齢者生きがい活動センターへの交通のご案内



## 甚目寺庁舎への交通のご案内



### 時間

- ・午前の部 午前9時30分～ (受付 午前9時～9時30分)
- ・午後の部 午後2時～ (受付 午後1時30分～2時)

※受付時間が決まっています。時間内に受付けを済ませていない方は入場をお断りする場合がございます。必ず時間内に受付けをお済ませください。なお、各回とも2時間程度を予定しています。

※七宝会場へお越しの方は、**スリッパをお持ちください。**

<参考>例年、初日は大変混雑します。2日目以降であれば比較的スムーズにご案内できています。

### 対象者

市内在住で年金所得のみ、または年金所得と給与所得のみの方  
高齢者やお体の不自由な方で、本庁舎へお越しいただくことが困難な方

### 定員

各回60人程度

### 相談方法

申告書(A様式)の書き方を教室形式で説明するとともに、完成した申告書はその場でご提出していただけます(ご希望の方は、検算も行います)。それ以外の所得のある方は、完成した申告書の提出及び検算のみ行います(譲渡所得などの一部所得は検算ができませんので、ご了承ください)。

### 必要なもの

2ページの「申告に必要なもの」をご参照ください。

### その他

- ・会場では添付書類等のコピーはできませんので、コピーが必要な方は事前各自でお願いします。
- ・確定申告書は会場に用意してありますので、その場で作成し提出することができます。また、確定申告書(一部除く)は1月15日(月)から、税務課(本庁舎)及び甚目寺・七宝市民サービスセンターの各窓口でも配布します。

## 申告書の郵送先・問合先

### 所得税・贈与税

津島税務署  
〒496・8720 津島市良王町2-31-1  
☎0567・26・2161

### 市県民税

市役所税務課  
〒490・1292 あま市木田成亥18番地1  
☎444・0509

### 個人事業税

西尾張県税事務所  
〒491・8506 一宮市新生2-21-12  
☎0586・45・3169

# あなたの申告はどのタイプ?

下記のA～Eの当てはまる場所で確認してください。

